

平成22年度

～みなさんの活動を応援します～

「区民公益活動に関する政策助成」への申請事業を募集します

◆申請期間 4月1日(木)～4月30日(金)

区民公益活動に対する政策助成制度とは？

区民団体が行っている公益活動で、区が行う政策に合致し、区政目標の実現に貢献する活動に助成する制度です。応募できる団体は、区民を対象とした公益活動の実績が1年以上ある、自主的に組織された非営利の団体です。←詳細は「応募の手引き」※を参照

助成限度額は、1事業20万円。1団体2事業、総額40万円まで。

事業の実施に必要な経費のうち、助成対象経費総額の3分の2以内を助成します。年度内の助成限度額は1事業につき20万円まで。同一団体の申請は2事業、総額40万円までです。

←詳細は「応募の手引き」※を参照

助成の対象となる活動は？

助成の対象となる活動は、以下の9つの活動領域にあたる活動になります。

- ①地域を住民自身で支えるための活動、
- ②産業の活性化、勤労者支援または消費者のための活動、
- ③地球環境を守るための活動、
- ④子どもと子育て家庭を支援するための活動、
- ⑤男女共同参画を推進するための活動、
- ⑥地域の保健福祉を推進するための活動、
- ⑦安全で快適なまちづくりのための活動、
- ⑧学習、文化、芸術又はスポーツ振興のための活動、
- ⑨国際交流、平和又は人権のための活動

←詳細は「応募の手引き」※を参照

☆☆☆申請にあたって説明会を開催します（出席は自由です。各回とも同内容）☆☆☆

- ・ 3月23日（火）午前10時～正午（区役所9階 第11・12会議室）
- ・ 3月23日（火）午後2時～午後4時（ " " ）
- ・ 3月24日（水）午後7時～午後9時（ " " ）

注意）これまで単独で行ってきた活動領域4（子どもと子育て家庭を支援するための活動）の説明会は、今年度から上記の全体説明会に統合されました。

※「応募の手引き」及び「申請書類」一式は、上記説明会で配布するほか、**3月23日(火)以降**、公益活動推進担当の窓口（区役所9階11番）でも配布します。また同日より、区のホームページ（<http://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/212000/d010196.html>）からもダウンロードできます。ご注意ください!!…申請にあたっては必ず平成22年度の「応募の手引き」をご覧ください。

問合せ先：中野区 区民生活部 地域活動分野 公益活動推進担当

電話：3228-5571 / ファクシミリ：3228-5614